

水域類型の見直しの検討方法について

今後人口の動態や産業の状況あるいは下水道等生活排水施設の整備状況が総じていずれも水質を改善する方向にあるような河川における類型変更の検討を迅速化するために、これまで見直しの前提としていた、水質に関する条件が（過去において上位類型相当を5年以上（B類型以下が当てはめられている水域に適用、以下同じ）あるいは10年以上（A類型があてはめられている水域に適用、以下同じ））将来の水質に影響を与える要素を勘案して、原則として以下の条件のすべてに合致していた場合には、将来の水質予測の検討については省略して、上位の類型を当てはめることとしたい。

1. 確認すべき事項

- ・人口が5年以上あるいは10年以上の間、横ばいあるいは減少していること。または、人口が増加している場合にも、下水道等の普及により、生活系排水による汚濁負荷が減少することが確実であること。
- ・産業の状況（出荷額、生産量など）が、5年以上あるいは10年以上の間、横ばいあるいは低下しており、かつ今後大きな開発計画等がないこと。
- ・家畜頭数が、5年以上あるいは10年以上の間、横ばいあるいは減少していること。
- ・土地の利用用途について今後大きな変更が生じるような開発計画等がないこと。
- ・5年以上あるいは10年以上の間、当該水域での水量が減少傾向になく、かつ当該水域での取水等の状況（取水量、取水方法等）が今後も大きくかわらないと見込まれること。

2. 今後の検討課題

5年以上あるいは10年以上満たしていない場合でも、上位類型の見直しについて合理的な理由を説明することが可能であれば、迅速に類型の見直しをすることができないか検討を要する。